

第14期千葉県生涯学習審議会第1回会議議事録

令和4年3月25日(金)

午前10時～午前11時45分

千葉県庁本庁舎5階大会議室

出席委員(敬称略五十音順)

安藤 深佳子	乾 喜一郎	重栖 聡司	久留島 浩
田中 美季	濱詰 大介	二村 好美	松本 明子
渡部 茂樹			

出席事務局職員

千葉県教育委員会教育長	富塚 昌子
千葉県教育庁教育振興部長	浅尾 智康
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長	鈴木 真一
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課副課長	國吉 加奈子
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課 主幹兼社会教育振興室長	柳生 浩之
社会教育振興室 新県立図書館建設準備班長	谷口 維啓
同 副主幹	田中 雅美
同 主査	俵 大樹
同 社会教育班長	阿部 雄一
同 副主幹	小倉 藤吉
同 社会教育主事	三島 隆志
同 副主査	岩本 直樹
同 主事	矢野 沙織
千葉県教育庁教育振興部文化財課長	田中 文昭
千葉県教育庁教育振興部文化財課副課長	羽生田 久美子
千葉県教育庁教育振興部文化財課 学芸振興室 副主幹	高山 順子
さわやかちば県民プラザ所長	岩崎 雅夫
千葉県立中央図書館長	吉野 清
千葉県立中央図書館読書推進課長	大森 明香

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長の選出
- 5 会長あいさつ
- 6 報告（１）県立博物館・美術館の組織移管について

議長 それでは、6 報告（１）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 県立博物館・美術館の組織移管について報告する。

資料 1、中段の図をご覧ください。

この図にあるように、知事部局内にスポーツ・文化局を新設し、そこに文化振興課が設置されることとなる。この文化振興課には、県民生活文化課から、文化部門、そして教育庁文化財課から学芸部門を移管するという形になる。併せて、県内にある 5 館 8 施設の県立博物館・美術館については、文化振興課に移管することとし、文化芸術の一体的な推進や、県有文化施設の効率的かつ効果的な運営を図ることとしている。

なお、県立博物館・美術館は、移管された後も、社会教育機関であることに変わりはないので、生涯学習振興法に基づき、館の重要な施策について、引き続き本審議会での審議案件となることを申し添える。

議長 委員から、質問等はあるか。

委員 生涯学習審議会と社会教育委員の会議が一本化することは聞いていたが、社会教育委員の会議に一本化すると思っていた。社会教育委員がいなくなること、不都合なことはないか教えていただきたい。

事務局 これまでは社会教育法に基づいて、社会教育委員の会議が設置された。その後、生涯学習振興法が施行され、生涯学習審議会が設置された。

本県で 2 つの審議会を設置するという状況が続いており、どちらの案件か整理されていないところもあったが、生涯学習の概念の中に社会教育といったものが入っていることから、広く生涯学習を推進していくという意味で、近年案件については生涯学習審議会の方で審議していただいていた。社会教育委員の

会議では、社会教育法で定める社会教育関係団体への補助金についての審査は社会教育委員の会議または合議制の会議で意見を聞かなければならないという法の義務付けがあった。

今回、生涯学習審議会に一本化するために、法の義務づけのある、補助金の審査について、本審議会で行うことができるよう整備させていただいた。

議長 社会教育委員の会議と生涯学習審議会を一本化することについて、一時期全国的な流れがあったと思うが、他の都道府県はどうか。

事務局 近都県では、東京都と神奈川県が一本化して、生涯学習審議会での審議となっている。

他の都道府県の傾向として、ほとんどの都道府県が両方を設置している。ただ運用状況を聞いてみると、どちらか一方で集中的に審議を行っている場合やどちらか一方の会議の方は事実上運用されていない状況もある。

以前の千葉県のように、会議を2つ設置し、委員は同一として運用している団体もいくつかある。

委員 資料の中に、生涯学習振興法に基づき、重要な施策については引き続き御審議いただくという文面がある。私見だが、組織移管は極めて重要な審議事項ではないかと考えていたので、この場で全く諮らないで、そういったことが行われること自体に少し疑問が残る。多分、結果的によくなる方向になると思うが、審議をしないならば、せめて情報としては入れてもよかったのではないかと。先程御質問があったように、社会教育委員の会議がなくなった時にどうなるのかについて、詳しくは私も分かっていない。かなり重要な組織移管となるので、会長も言われたように、全国的にも、基本的にこういう方向で行くのだろうということは分かっているが、やはり議論はしておいた方がよいし、情報だけを入れていただけるとよいと思った。

議長 審議会として貴重な御意見を賜った。事務局から何かあるか。

事務局 本会議の事務局を務めさせていただいている立場からお答えする。

組織の移管については、事前にお話を伺う、説明をさせていただく、また、専門知識を持った委員の御意見を伺った方がよかったのではないかと聞いた御指摘だったかと思う。事務局としては今後運営の手伝いをする立場として、委員の御指摘のあったように丁寧に会議の方を進めさせていただきたいと思っている。

議長 他にいかがか。

委員 ずっと社会教育の方に携わってきたが、最初に仕事をしたのが文化財関係の仕事であった。埋蔵文化財や指定文化財については現状のままで、それ以外のものは、部局の方でやっていくという説明があった。仕事の内容の連携の仕方や、まずは知ってほしいといった部分が影響していると感じる。今後の予定についてお聞かせ願いたい。

事務局 来年度から、知事部局の方に学芸部門や博物館の部分が移管されるが、移管された後も観光や商工の関係機関等もしっかりと連携して、学芸部門や博物館の運営をしっかりとして行っていきたいと考えている。

併せて、現在国において、博物館法制度の今後の在り方が議論されている。これからの時代にふさわしい博物館として、今までの博物館に加え、観光や産業、福祉の分野との連携が含まれてくる。こういった意味においても、この学芸の部分を知事部局の方において、他の機関とも連携していきながら、組み立てていきたいと考えている。

議長 他に質問等はあるか。
無いようである。

報 告（２）千葉県読書バリアフリー推進計画の策定状況について

議長 千葉県読書バリアフリー推進計画の策定状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 千葉県読書バリアフリー推進計画策定の進捗状況について報告する。第13期から継続の委員には、前回の説明と重複する内容が多いが、御容赦願いたい。

まず、資料2-1の「千葉県読書バリアフリー推進計画策定の流れ」をご覧願いたい。1つ目の四角が、令和元年6月に公布・施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、略称「読書バリアフリー法」である。

読書バリアフリー法では、責務として、第5条に地方公共団体は「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。また、第8条に地方公共団体は「国の基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされている。これらに基づき、千葉県の読書バリアフリー推進計画を定めようとしている。

次の四角が、令和2年7月に国が策定した、「読書バリアフリー基本計画」で

ある。読書バリアフリー法で国が施策を講ずるとされている8つについて、施策の方向性が示されている。地方公共団体は、この中の①②③⑥⑧の5つについて、施策を講ずるとされている。これにより、千葉県読書バリアフリー推進計画には、この5つの施策について、千葉県の状況に応じた取組を盛り込む。

計画作成は、生涯学習課が事務局となって、健康福祉部の障害者福祉推進課と協力して進めている。

体制だが、まず庁内関係課の担当者会議として「読書バリアフリー推進庁内検討会」で計画案を作成している。関係課は点字図書館の運営支援等を担当している健康福祉部障害者福祉推進課、教育庁内の関係部署として特別支援学校を担当する特別支援教育課、学校図書館を担当する学習指導課、県立図書館を担当する生涯学習課、そして、県立図書館である。

計画策定に当たっては、読書バリアフリー法で、「視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める」とされており、千葉県では、生涯学習審議会内に、読書バリアフリー推進部会を新たに設置した。部会は、生涯学習審議会委員4名と、関係機関の職員等として、読書バリアフリーに知見のある、社会教育、学校教育、障害者福祉関係者5名で構成し、この関係者の中に視覚障害の当事者を含んでいる。

読書バリアフリー推進部会は、今年度これまでに2回開催した。8月17日に開催した第1回部会では、推進計画全体構成や骨子案について協議した。10月7日に開催した第2回部会では、第1回の部会で出た御意見等を反映した推進計画案について協議した。今後も策定まで、読書バリアフリー推進部会での協議を継続したいと考えている。

次に、推進計画案について、概要を説明する。資料2-2をご覧願いたい。計画策定の目的だが、読書バリアフリー法に基づき、国の基本計画を勘案し、本県の実情を踏まえて策定するもので、障害の有無にかかわらず全ての人が等しく読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、県の読書バリアフリー推進に係る施策を総合的に推進するための指針として策定する。

計画の期間は令和4年度からおおむね5年間である。これは、国の基本計画の期間5年間と合わせている。

千葉県における現状や課題だが、現状には障害者手帳の所持者数や、県立図書館・市町村図書館・千葉点字図書館の登録利用者数等を述べている。課題としては、市町村図書館等での取組に差異があること、サービスや資料の情報が、必要とする当事者に届いていない可能性があること、学校については公立図書館から資料を借り受けるなどの連携体制の充実が必要であること、また、アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上のためには、これを担う製作人材の確保が必要であることなどを挙げている。「アクセシブル」というのは、注記を右側に角丸四角形で入れているが、アクセスしやすい、利用しやすいということで、「アクセシブルな書籍」は点字図書や拡大図書等、「アクセシブルな電子書籍」はデジタル形式

の録音図書、音声読み上げ対応の電子書籍等を指す。

「基本的な方針」だが、国の基本計画と同様に、「アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供」、「アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上」、「視覚障害者等の障害・程度に応じた配慮」の3点を挙げている。

読書バリアフリーに係る目標だが、地方公共団体が講ずるとされている5つの施策それぞれについて、関連する指標を設定する。また、読書バリアフリー法では、地方公共団体は計画策定の努力義務があるとされており、県だけでなく市町村も計画を策定する必要があるため、県は市町村における計画策定を支援することを目標に設定する。

施策の方向性と取組は、地方公共団体が講ずるとされている5つの施策について、基本的考え方と取組を記載する。

主な取組内容としては、

- ・全ての図書館でアクセシブルな書籍等の収集・貸出の充実を目指す。また、障害者サービスの周知・普及を図る。
- ・県立図書館は、資料の貸出や職員研修等を通じ、市町村や学校図書館のサービスの充実を支援する。
- ・県教育委員会は、視覚障害者等の図書館の利用を促進するため、関係者会議を設置し、情報交換や連携を強化する。
- ・各学校は、公立図書館からのアクセシブルな書籍の借り受け等、利活用体制を整える。
- ・国立国会図書館・サピエ図書館の活用促進、オンライン対面朗読等のネットサービスの充実を図る。
- ・県立図書館・点字図書館は、端末情報機器の利用方法や情報の入手方法等に関する講座、購入に関する相談事業等を行い、障害者等のIT利用を支援する。
- ・県立図書館及び点字図書館は、点訳・音訳書籍の製作人材の育成を図るため、各種講座を充実する。

などの内容を盛り込む。

様々な立場の方の取組の参考となるよう、各施策に関連する取組事例紹介を掲載し、巻末には用語集や、参考資料として、県立図書館・千葉点字図書館のサービス案内、さまざまな読書の手段の紹介を掲載することとしている。

推進計画案の概要は以上である。

計画策定の進捗状況と今後の予定だが、計画策定に当たり、県内の状況の把握が不足しているということで、県内の市町村図書館等への実態調査を行った。この調査結果を反映させるなど、推進計画案の修正を行っている。今後、部会での御意見を伺った後にパブリック・コメントを実施し、パブリック・コメントの御意見を反映して計画策定を進めていく。第1期の計画として、千葉県の人々が等しく読書活動を行うことができる環境を整備できるよう、推進計画を策定し

ていく。報告は以上である。

議長 計画策定について、現在の状況を詳しく説明いただいた。今後、部会を継続的に開きながら、本審議会に議論の状況を報告していただくという流れになっている。事務局からの説明について、補足説明が欲しいだとか、質問等があれば出していただきたい。

無いようである。部会委員については、その他（１）で扱うこととする。

報告（３） 県立博物館・美術館の取組状況について

議長 報告（３）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 県立博物館美術館の取組状況について報告する。

県立博物館の今後の在り方については、令和２年３月の本審議会での答申を踏まえ、パブリック・コメントを経て、令和２年９月に県教育委員会として正式に千葉県立博物館の今後の在り方を策定したところである。

この在り方策定時点から、現在までの進捗状況を報告する。

資料３－１をご覧いただきたい。まずは、大多喜城分館について報告する。この資料の３－１、３－２は、日付が過去のものとなっている。これらは、当時使用した報道発表資料である。この大多喜城分館については、昨年１２月９日に、正式に大多喜町と覚書を締結し、将来的な移譲に向け、必要な手続きを進めていくことで合意したところである。城郭を含む施設については、今後改修するため、昨年１２月２７日から当面の間、休館することとしている。なお、大多喜町からの要望もあり、現在敷地内にある別棟の研修館を利用して、パネルや甲冑の展示を実施している。今後必要となる改修工事を実施し、大多喜町に移譲する。

続いて、資料３－２大和分館について報告する。この中央博物館大和分館は、県立博物館の今後の在り方の中で、施設も老朽していることなどから、廃止もやむなしとしている施設である。現在は、館蔵資料の地元における利活用の検討や将来的な中央博物館への機能集約に向けた準備作業を進めている。来年度４月以降、この資料整理に重点を置いていきたいと考えている。このために、館内の展示は一旦ここで休止し、大和分館においては、４月以降出張展示や質問の対応、また資料の貸し出しなどを残して、事業の縮小をしていく。なお、この大和分館についても、地元の香取市から要望があり、隣接するあやめパークのあやめ祭り、これは昨年と、一昨年コロナ禍のために中止したが、今年は開催する予定であり、このあやめ祭りの期間の５月２８日から、６月１９日までの間は、一時的に館内の展示を公開することとしている。これは、大和分館における最後の公開となる。

続いて、千葉県立美術館のアドバイザリー会議について報告する。資料3-3をご覧願いたい。県立美術館については、昨年3月の本審議会での第三次答申の中で、活性化を図る施設として、その方向性をお示しいただいた。現在、美術館の魅力向上と活性化に向けて、より具体的な議論を深めるために、美術館の専門家による有識者会議、いわゆるアドバイザリー会議を昨年12月に立ち上げたところである。この会議の中では、県立美術館の運営、組織体制に対して、展示事業、収集・調査研究事業、教育普及事業、また、連携事業など、様々な事業の具体的な事項について検討を重ねている。この会議の委員の方は、中段の構成図にもあるとおり、美術館の事業運営に精通する学識経験者7名で構成している。最後に、会議は昨年12月22日に第1回会議を行い、今年16日に第2回会議を開催したところである。来年度中には、この会議での御意見を参考に、「千葉県立美術館活性化基本構想骨子」を策定する予定である。

議長 博物館の2つの分館の現況について、事務局の方で地元の市町村との調整の結果、現在このようになっているかと思う。また、美術館については活性化について、現在の動きを説明してもらった。ここについては、質問と同時に、意見でもよいので、委員の方から出していただきたい。

委員 昨年から経緯については承知しているつもりであるが、大利根分館についてはまだ建物の問題が残っていたと思う。資料整理や質問対応、或いは出張展示など、県立博物館として果たすべき機能は果たしている。川のフィールドミュージアムは、千葉県の博物館の事業の中で、かなり評判の良い事業をやっておられた。川のフィールドミュージアムはどうするのか。つまり、建物がなくなる可能性がある中で基盤を作っていくということになると、長期的に資金や人員を含めた計画が必要で、先程の美術館の話聞いてうらやましいと思ったが、美術館も同じような答申を出していたのだが、ここは手厚く、活性化計画、具体的な骨子まで作っていただけのことになっている。私は美術館も大好きであり、知事も思い入れがあることと思う。しかし、博物館も同じように、骨子を作るなど、具体的な活性化の問題を焦点化した本格的な議論をしていただき、現代産業博物館も同様で、千葉県としては非常に重要な施設であり、県民にとって重要な施設であるので、博物館についても具体的な骨子を作っていただきたい。

議長 只今の意見について、事務局から何かあるか。

事務局 まず、この大利根分館については、現時点、1年の上半期を展示事業、下半期を出前事業や外へ出て展示を行うアウトリーチ型の展示を行ってきた。この

アウトリーチ型の展示は、引き続き4月以降も行っていく。そして、川のフィールドミュージアムについては、大利根分館では、川の生物や植物の観察を行うフィールドミュージアムというものを行っている。同じように、野田の関宿城博物館でも川のフィールドミュージアムを行っている。中央博物館の本館では山のフィールドミュージアム、分館海の博物館では海のフィールドミュージアムを行うなど、それぞれで自然の観察会を行っているが、この大利根分館で行っている川のフィールドミュージアムは引き続き中央博物館本館において引き継いでいこうと考えている。

建物については、建物自体は県有のものであるが、土地については香取市から借用している。廃止後は、土地を市の方に返還するということになるが、現在市の方から、早く返還してほしいという意見はない。県教育委員会としては、施設の中にある館蔵の資料、これは非常に貴重なものなので、これを丁寧に今後に残していくために、中央博物館本館収蔵庫の方に一部持っていくものであったり、地元由来の博物館については、地元と協議し地元に残していくといった詰め作業を行っている。そういった意味で、この資料整理のために人員を配置していく。

骨子について、先ほど県立美術館ではアドバイザリー会議を経て、骨子を作っていくというお話をさせていただいたが、この県立博物館についても、令和4年度には、この骨子を作るための調査業務委託の予算を獲得し、県内の博物館の状況や、機能強化をしていく中央博物館の今後の在り方についてもより具体的な調査を行っていく。また現在、中央博物館本館においても、この機能強化に向け、展示室のリニューアルに向けた検討会を行っている。この調査会、それから中央博物館の検討会議の意見も踏まえて、来年度中になると思うが基本構想を作っていこうと考えている。県立美術館、県立博物館ともに基本構想の策定を現在考えているところである。

委員 お話を聞いて安心した。

議長 他の委員はいかがか。
今期初めて委員になられた方、どんな質問をしていただいても構わない。
特に無いようである。事務局は他に報告はあるか。

事務局 特に無い。

議長 では、ここで報告を終了する。

7 議事（1）令和4年度の審議予定について （補足）千葉県における生涯学習の推進の現状等

議長 来年度の審議予定について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 令和4年度の審議予定について説明する。資料4をご覧願いたい。

当審議会については、事務局としては、現在のところ令和4年度に年4回程度の会議を開催していただきたいと考える。本日の会議を第1回とし、第2回会議では、社会教育関係団体に対する補助金の交付についての審議、これは法律に基づく審議であり、例年行っているものとなる。次に、生涯学習推進の在り方について、新たに諮問という形を考えている。この第2回会議では、現状や課題に関する意見、ポイントをいただくような協議をしていただければと考えている。また、先ほど報告にあった読書バリアフリー推進計画の原案については継続案件となる。第3回は8月下旬に予定している。生涯学習推進の在り方について協議をお願いしたい。第4回会議では、生涯学習の在り方について、最終的に今後の在り方を協議いただき、その上で、答申案の取りまとめをお願いしたい。また、第4回会議では美術館の活性化について、取組状況の報告を予定している。第5回会議では、生涯学習推進方針や子ども読書活動推進計画についての中間報告を予定している。

今説明した中で、新規の案件である生涯学習推進の在り方については補足資料を用意してあるので、こちらで説明させていただく。

資料4補足をご覧願いたい。先程説明したとおり、生涯学習の在り方については、審議そのものは来年度お願いすることとなる。本日このような資料を用意したのは、まず事前の情報提供として、現状等を皆様にお知らせするためである。

まず、補足1は生涯学習に関するこれまでの経緯をまとめたものである。左側に年表をまとめてある。平成2年7月に生涯学習振興法が施行された。この法律の第3条に都道府県事業が定められている。第1号では情報の収集・整理・提供、第2号では学習に対する需要及び成果の評価等の調査研究、第3号では学習方法の開発等々、全部で6項目ほどある。この法律が定められて以降、県としては平成4年の12月に「生涯学習の基本構想」を策定した。概ね10年間の計画であった。そして、平成22年3月「第1期千葉県教育振興計画」が策定された。これは生涯学習に限らず、県で行う教育施策の方向性を網羅的かつ総括的に定めた計画となる。その中の一部として、生涯学習の施策が位置付けられている。これ以後何度か計画の改訂があり、それに基づいて施策を進めてきた。令和4年の3月に、熊谷知事のもとで初めての総合計画が策定された。上位計画であるこの総合計画に基づいて、来年度こちらの審議会での審議を経て、施策を進めていきたい。

次に、補足2をご覧願いたい。左側に新しい総合計画、右側に教育振興基本計画を示している。教育振興基本計画については、アンダーラインで示してあるが、社会に出た後も学び続け、新たに必要とされる知識、技能を身に付けていくことが重要であり、学び直しの機会を社会全体で提供することが重要という現状認識が持たれている。一方、総合計画では、地域産業の担い手など、社会を支える人材として、生涯にわたり活躍していくためという新たな視点が加わっている。新しい総合計画では、取組の基本方向として、社会を支える人材として必要な知識・技術・技能の習得を目的とした学び直しの支援をするといったような方向性を示している。主な取組としては、実施に当たって、地域産業の担い手としての活躍ができるような様々な機関と連携して、学び直しの機会の充実を進めていくとしている。基本的な方向性は変わらず、新たな視点として、地域産業の担い手という視点が加わっている。

参考までに、生涯学習施策の現況について説明する。県では、生涯学習振興法で示された6つの項目について、さわやかちば県民プラザを中心に、各事業を展開している。さわやかちば県民プラザが中心となるが、県全体としては各市町村公民館が住民の最前線ということになる。また、図書館、美術館、博物館でも、様々な学習機会が提供されている。中でもさわやかちば県民プラザで行われている主な取組を紹介する。(1)情報の収集・提供については、県内の市町村や大学で行われている講座をインターネットを通じて紹介している。

(2)生涯学習の需要の調査については、受講者へのアンケート調査などを行い、需要の動向を探っている。(3)学習方法の開発について最近取り組んでいるのは、障害者の生涯学習であり、障害者の特性に合わせた講座を各市町村と協力して、様々な提供している。(4)指導者等の育成については、市町村職員、社会教育の関係者を対象に研修会を実施している。さわやかちば県民プラザだけではなく、それぞれの機関でいろいろと実施させていただいている。(5)関係機関や団体への支援、補助金の交付や取組への表彰などを実施している。(6)講座の開設、学習機会の提供については、青少年向けの体験活動を中心に行っている。社会向けについては、次の資料で説明させていただく。また、子育て世代向けにも学習機会を提供している。

補足4は、さわやかちば県民プラザの概要となっているので、参考までにご覧いただきたい。

補足5の社会人の学び直しとして、社会人を対象にして現在行っているものについて紹介する。社会人向けの講座としては、大学教授等を講師として、一般県民対象に「柏の葉アカデミア講座」を開設している。内容については、家庭で楽しむ果樹栽培、AI時代の教育、宇宙探査の魅力、パラスポーツなど、幅広い分野での講座を開設している。また、その他、社会貢献、ボランティア活動に関する講座も行っている。

その他、国における取組について説明する。社会人の学び直しについては、

労働関係や経済、教育の分野が連携していかなければならないということで、国においても、厚生労働省、経済産業省、文部科学省の3省が協力して、施策を展開していると聞いている。詳しい内容については紹介できないが、厚生労働省は、求職者の職業安定に資するためという視点でやられており、経済産業省は競争力強化に向けた環境の整備、文部科学省は実践的な能力・スキルの習得のための大学・専修学校等で新たなプログラムを作り大臣が認証するといった取組がされている。

補足7は他県における取組をまとめたものである。事務局の方で独自の情報収集を行い、学び直しについて分類を行った。46都道府県の内、13の県がリカレント教育や社会人の学び直しに取り組んでいる。まだまだ多くの都道府県で実施されておらず、体系的にそれらの学習機会を設けるといったところまで踏み込めていない状況がある。

最後に、現段階で皆様に諮問という形でお諮りしたわけではないが、現段階で事務局が感じている課題を資料にまとめている。法律の観点から、6つの分野で整理している。まず、情報の収集、提供については、関係機関の協力を得て県民に紹介するといったもので、ホームページを通じて公表しているが、まだまだ協力してくださる団体が少なく拡大の必要があると感じている。県民の皆さんがどういったものを求めているのかという学習需要や産業界、特に県内企業でどういった需要があるのかについて調査していかなくてはいけないと思っている。その他、講座の開設やその他学習機会の提供について、総合計画でも申し上げたが、新たな視点として地域産業の担い手に繋がる学び直しの機会の充実について、新たな視点を踏まえた検討が必要である。また、時代を反映して、ICTを活用した学習機会の提供についても大きな課題であると認識している。その他、県の生涯学習の拠点になっているさわやかちば県民プラザについて、生涯学習センターとして必要な施設規模を精査すべきといった指摘が県庁全体の行革の視点からなされている。今後、皆さんの御協力を得ながら、生涯学習をどう推進していくかについて検討していくとともに施設の在り方についても検討していこうというものである。来年度の審議に向け、本日提供できる情報は以上である。

議長

この審議会の次回以降の内容について、詳細に説明をいただいた。次年度の審議をこのように進めてよいかという議論をいただくわけだが、その前に、補足資料について質問等やこのような資料も用意してほしいといった要望や、もう少し説明がほしい部分等出していただきたい。

委員

コロナ禍でマスクを着用しての生活が続いている。現場の公民館では、ICT関係への取組が各市町村で考え方が大分異なる状況になっているので、市町村の取組について調査していただけたらと思う。市長、町長、村長の考え方が

かんで、その取り入れ方が大分違うように思う。取り入れられた市町村は、苦勞しながら、何とか機器を使いこなし事業を始めている。一方で、機器や環境の不足といったベースになるものがそろえられない自治体もある。また私は、県の公民館連絡協議会の方の事務局をしていたが、コロナの状況で、各地区の職員とオンラインで会議を開きたい場面でも、実現できない場合や環境が脆弱であり、途中で途切れてしまうという場面もあった。次につながるためにも、調査の実施をお願いしたい。

事務局 個々に状況を見ると、コロナ禍の中、オンライン会議やオンライン配信などは進んでいる側面がある。事務局としても、これを一過性のものにするのではなく、いつでもどこでも学べるツールとして今後も活用していきたいと思っている。県内の状況も調査し、それぞれ支援をしていけるよう検討していきたい。

議長 他にいかがか。

委員 リカレント教育について意見を述べる。補足2であるが、現状と課題に加えて、環境認識があってもよいと思う。産業界への調査を進めるという説明があった。まず現在、労働移動という問題があり、労働不足の業界がある傍ら、そうでもない業界もある。ですから、不足しているところにスムーズに労働力を投入させていくというのが労働移動ということになる。そのためには、移動する労働者がいろんなスキルを学び直さなくてははいけない。キャリアチャレンジという言葉もあるが、キャリアをチェンジするために、スキルをアップさせていかななくてははいけない意味でリカレント教育が必要だというような環境がある。豊かな老後のためにというよう高齢者の学びといった認識をする方もいらっしゃるが、県民プラザでもやっている家庭菜園の講座等はそれはそれとしてあるのはよい。リカレント教育に関して、スキルをアップさせるという視点が一つ重要である。また、70歳までの雇用が努力義務化されていることから、高齢になってから、新しい仕事に就くためのスキルアップといった環境もある。さらに大きく言うと、日本型就職、要するに終身雇用を前提とした働き方、会社内で教育をして、定年までその会社に勤めるという認識もあったが、現在は、ジョブ型採用が大分取り上げられている。自分がスキルを高めることによって自分を高く売り込み、スキルの高い人には高い給料を支払うという流れが出てきている。こういった環境もある。Society5.0や超スマート社会に対応する人材を作っていかななくてははいけない。もっと言うと、SDGs、持続可能な社会をつくり出すために、新しいスキルを学んでいかななくてははいけない。こういった環境が手伝って、リカレント教育の必要性が叫ばれているので、補足2の中で環境認識があればよいと感じた。

- 議長 それぞれ、資料の中身については、事務局で検討していただき、次回以降、委員の意見をいただきたいと思うが、その他の委員はいかがか。
- 事務局 今指摘のあった点について、補足2は既にできあがった計画となっているので、生涯学習の推進方針の中でその認識を盛り込んでいくようにしたい。
- 議長 他にいかがか。
- 委員 リカレント教育について、私自身は専門にしているので、今後の議論で少しでもお役に立てればと思う。資料の中にあった国の施策でも有識者として検討に参加しているものもあるので、情報提供等もできるかと思う。今後の議論の進め方に当たって、新しい総合計画を実際に実現するために、補足3以降で現状の認識が記載されているが、これはあくまで法律上の整理となっている。渡部委員からもあったように現状の環境から考えると、なかなかそのまま議論の枠組みとして使っていくのは難しい。例えば、個人が主体となって行うリカレント教育と企業が主体となって行うリスキリングは考え方が異なる。同様に、支援の対象についても、教育の担い手の方々となるもの、企業を対象にしたもの、そして本来一番中心とすべき実際に学ぶ個人、学習者自身を対象としたものといったように整理できる。次に、支援の内容、具体的にどんなものをサポートするのか。これは取組をサポートする、直接的に気持ちの面、カウンセリングなどを使ってのサポートといった点や、学ぶための資金をサポート、マッチングの支援。こういった内容についての整理がある。その中の一つとして、さわやかちば県民プラザで行われている直接的な講座の提供、学習機会の提供というところが入ってくると思う。おそらく直接的な学習機会を提供されているこちらでの活動というのは、先進的なプログラムを実施してみて、どういう事象の結果を得られたため、こういうプログラムをやっていったらいいですよといった内容を各市町村に提供していくという部分と、市場性に合わないところで、県がやると市町村や民間で行っていない部分をカバーできるという目的に分けられることだろう。それぞれの目的に従った検討をし、具体化していければ、6月からの議論も効果的に進むであろう。国においても、例えば教育未来創造会議の中でリカレント教育について議論されているところだが、支援対象の部分と、支援の内容の部分に、それぞれ整理をしてマトリックスを切って、どこを県が行い、どこを市町村が行い、どこを民間が行うかを整理して話していければよいと思う。
- 議長 次回に向けて、視点を提供していただいた。次回以降の現状と課題についても、変わっていくのではないかと思う。他にいかがか。

委員 総合計画と教育振興基本計画の違いは、地域産業の担い手の部分であって、基本的には教育振興計画に書いてあることを発展させた形となったと分かった。

別の件で、文部科学省では社会教育士について重視していると聞いている。社会教育主事の役割と社会教育士の活用の仕方、或いは社会教育士の育成の仕方について教えていただきたい。地域社会が衰退する中、地域社会を変えていくために、地域社会の中心的な担い手としての社会教育士がポイントになると思う。

気になったのは、課題（7）に、「さわやかちば県民プラザの今後の在り方検討への対応」が挙げられている。私ども博物館の統合や、青少年施設の統合などに関わっているので、ここをどう使っていくのか、コロナ禍で参加者数が少ないのは分かるが、利用状況について具体的に資料として提供してほしい。それによって、ここはどう使えるのかといった議論ができるのではないか。資料にある千葉大との連携については、果樹栽培等得意な先生がいらっしゃると思う。県全体でどのように見直すかについて検討するために、今まで何をやってどのような参加者がいて、どういう声が挙がったのかを含めて教えていただきたい。

次回以降で結構である。形式的に見ると参加者の人数は少ない。予算を使っていると思うので、今後インターネットを使った講座運営や配信の拠点にしていくなど、検討してもよいかと思う。

議長 本審議会で公の施設について議論を進めてきたので、その経験も踏まえての質問であった。今整理したものがあれば出していただき、不十分であれば次回の会議に出していただきたいと思うが、いかがか。

事務局 1点目の社会教育士について、教育行政の立場で社会教育主事、また、そういった能力を備えた方に社会教育士という称号を与えるようになった。重要性は非常に増してきているものである。国としても、その重要性を勘案して、社会教育主事の養成講座を開いている。毎年全ての希望者が受講できるわけではなかったのが、今年度は、千葉県に特設会場を設け、千葉県の方が受講しやすいように取組を行った。2点目のさわやかちば県民プラザの件、どんな施設で、どんな方を対象としているか、どれだけ利用されているのかについては、本日資料で御紹介したのは、社会人の学び直しの点であったので、全体の利用者の状況等については、次回会議で報告したい。

議長 本格的な意見は、次回以降いただくことになるわけだが、他にいかがか。

委員 策定を目指す「千葉県における生涯学習推進方針」は、総合計画や教育振興

基本計画の下位計画に当たるのか。それとも全く別のものなのか。

事務局 県の大元の計画は総合計画で、私ども教育部門であると教育振興基本計画、これらが上位の計画となっている。基本的な方針はそこにあって、それを実現していくための方針として、下位の計画ということである。

委員 教育振興基本計画の下位計画となるのか。

事務局 イメージとしてはそういったものである。

議長 次回以降、活発な意見をお願いしたい。今後の予定について、6月、8月、11月に会議を開催し、諮問から始まって答申という形で進めていくことで、よろしいか。

各委員 了承

8 その他（1）読書バリアフリー推進部会委員の選出について

議長 その他（1）読書バリアフリー推進部会の選出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料5をご覧願いたい。千葉県生涯学習審議会読書バリアフリー推進部会については、前期6月の会議で、千葉県読書バリアフリー推進計画の策定に向けた部会設置について御承認をいただいたところである。期は替わったが、策定作業がまだ完結していないことから、引き続き、部会を設置し審議を進めたいと思っている。また、委員の改選に伴い2名が欠員となっている。

議長 まず、今期も部会を設けていきたいとのことである。皆様いかがか。

各委員 了承

議長 また、部会の委員は会長が指名することになっているが、欠員の2名について事務局案があれば出していただきたい。

事務局 事務局案を提案させていただく。まず、小・中学校領域で特別支援教育にも造詣が深い安藤委員。それから、地元地域で子どもの読書活動推進会議の委員を務めておられる乾委員のお二人にお願いできればと思う。

議長 改めて、会長の方から指名したいと思うが、お二人よろしいか。

各委員 了承

議長 では、御了承いただいたので、そのように進めていただきたい。

その他（２）千葉県社会教育委員連絡協議会理事の選出について

議長 千葉県社会教育委員連絡協議会理事の選出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料として、法令関係の別冊資料 7 ページに会則を掲載している。
社会教育委員連絡協議会理事の選出について提案させていただく。まず、千葉県社会教育委員連絡協議会は、県の生涯学習審議会の委員と県内市町村の社会教育委員等の連携を強化し、その活動の充実を図り、本県の社会教育の進展に寄与することを目的としており、生涯学習課が事務局を務めている。本会の会則 6 条の 3 に、理事は県の生涯学習審議会委員から 2 名選出するものとなっている。事務局案としては、前期に引き続き、家庭教育の専門家である式場委員に、もう 1 名は社会教育施設の公民館関係として、松本委員にお願いできればと考えている。なお、本日御欠席の式場委員には、事前に内諾をいただいている。

議長 理事 2 名の選出について事務局から説明があった。
皆様の了解を経て、お願いしたいと思うが、いかがか。

委員 了承

議長 では、式場委員には内諾をいただいているとのことなので、お二人にお願いしたい。

次第に沿っての審議が終了したので、進行を事務局にお返ししたい。

事務局 会長はじめ委員の皆様、ありがとうございました。
最後に浅尾教育振興部長から組織改編についての説明をさせていただく。

事務局 本日、委員の皆様におかれては、慎重に御審議いただく中で、貴重な御意見等いただき感謝申し上げます。

報告事項の中に、組織移管等についての項目があったが、その際にいただい

た意見等を踏まえ、補足の説明をさせていただく。今回のスポーツ・文化局の創設に当たっては、知事部局が主体となって検討が行われてきたことで、私どもも詳細について情報を得ることができたのは、1月になってからという状況であった。また、2月の県議会の議案にも当たったことから、この生涯学習審議会、社会教育委員の取り扱いに関しても、十分に委員の皆様への情報提供ができなかったことについて、執行部としても反省しているところである。

今後は、本審議会にかかる情報については、積極的に委員の皆様へ情報提供させていただき、生涯学習の充実や発展に努めて参りたいと思うので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

9 諸連絡

事務局 今後の予定について、来年度は会議を4回予定しており、次回は6月上旬を予定している。詳しい日程については、改めて調整させていただく。

10 閉会

事務局 それでは、これもちまして、第14期千葉県生涯学習審議会第1回会議を閉会する。本日はありがとうございました。

—— 以上 ——